

本件対象工事5件の発注手続の特徴

- 施工体制確認型総合評価落札方式(標準A－Ⅱ型)による発注
- 標準点・施工体制評価点・加算点・入札価格により落札者を決定。標準点・施工体制評価点は、入札参加者の間で点数に差はなし。差が生じるのは**加算点**と入札価格。
- 加算点は、入札参加申請者が提出した**技術提案書の技術評価点**で算出。
- 評価値が最も高い者＝落札者

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点 (100点)} + \text{施工体制評価点 (30点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

本件違反行為の概要

東北農政局

入札プロセスの概要

技術提案の課題を
入札参加申請者に提示

技術提案書の受付

技術提案の評価

入札

他の入札参加者の
落札・受注を妨害

フジタ東北支店は、3回の
落札・受注の機会^(注)で、
2件の工事を落札・受注

フジタ東北支店

①技術提案書の提出期限前に、
東北農政局の評価担当者に対し、
フジタ東北支店の技術提案書の
案について添削・助言を依頼

②添削・助言を踏まえて技術提案
書を作成して提出

フジタ東北支店は
5件の工事全てで
技術評価点が1位

①入札書の提出期限前に、
東北農政局の評価担当者に対し、
入札参加申請者の技術評価点及び
順位を問い合わせ

②これらに関する情報について
教示を受けて入札

フジタは、農林水産省が東北農政局において発注した本件対象工事に係る取引において、自己と競争関係にある入札参加者である建設業者とその取引の相手方である農林水産省との取引を不当に妨害していた。

(注) 一括審査方式が適用された複数の工事において、先に開札された工事の落札者は、後の工事を落札・受注することができない。5件の工事のうち4件は、2件ごとに一括審査方式が適用されたことから、一つの建設業者が落札・受注できる工事は最大で3件となる。